

令和4年2月1日

税理士 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 事業復活支援金について 令和4年1月31日より申請開始

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している中小企業等や個人事業者に対して、事業の継続・立て直しのための『**事業復活支援金**』が給付されます。

### 【給付対象者】

下記の給付要件をいずれも満たす中小法人・個人事業者が給付対象となります。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
2. 2021年11月から2022年3月の何れかの月(対象月)の売上高が、2018年11月から2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

### 【給付額】

1. 給付額 基準期間の合計法人事業収入－対象月の法人事業収入×5
2. 給付上限額 法人・個人の売上減少率に応じて下記の給付額が上限となります。

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

3. 基準期間 2018年11月から2019年3月、2019年11月から2020年3月、2020年11月から2021年3月のいずれかの期間

### 【申請手続・申請期間】

事業復活支援金の給付申請を行う前に、中小企業庁が事務局を通じて登録した登録確認機関から事前確認を受ける必要があります。また、一時支援金又は月次支援金を受給している場合には、原則として、改めて事前確認を行う必要はありません。

申請方法は、申請用のWEBページから申請書類を添付して行う必要があります。

申請期間は 2022年1月31日から2022年5月31日迄です。

事業復活支援金事務局ホームページ URL : <https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

事業復活支援金事務局相談窓口 TEL : 0120-789-140